

大正大学エンロールメント・マネジメント研究所学術雑誌発行内規

(目的)

第1条 この内規は、大正大学の教育・研究支援に関する規程第3条第2号に基づく、大正大学エンロールメント・マネジメント研究所（以下、「研究所」という）の学術雑誌の発行について、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 研究所が発行する学術雑誌は次のとおりとする。

(1) 大正大学エンロールメント・マネジメント研究紀要（『エンロールメント・マネジメントとIR』）

- ① 対象者：研究所が設置する編集委員会が認めた者、または論文執筆を依頼した者
- ② 収録内容：編集委員会が定める論文募集要項に基づく投稿論文、および研究所の一年間の活動を記録した彙報。

(制限事項)

第3条 同一人が同一年度内に掲載できる投稿論文は、原則として1点とする。

(投稿)

第4条 学術雑誌に掲載する論文は、投稿により受け付ける。

(委員会)

第5条 編集委員会は、研究所の所長を委員長とし、委員長が必要に応じて指名する専門性の高い編集委員若干名から構成するものとする。

2 編集委員会は、編集委員以外の専門性の高い者に対して、投稿論文の審査を委嘱することができる。

(体裁)

第6条 編集委員会の定める論文執筆要領の定めによる。

(頒布)

第7条 学術雑誌は、大正大学機関リポジトリで公表するものとする。編集委員会が執筆を依頼した論文の著者には、当該論文が収録されている学術雑誌若干部を印刷の上、謹呈する。印刷と送付にかかる実費は、大正大学が負担する。

(管掌)

第8条 この内規の事務管掌は、総合政策部企画課が行う。